

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

北海道知事 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、今後とも本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いします。

以上、命により通知する。

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管下都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

北陸農政局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

近畿農政局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管下府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

中国四国農政局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

2 農振第2828号  
令和3年3月30日

九州農政局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、貴局管下県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



2 農振第2828号  
令和3年3月30日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

農林水産事務次官

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知願いたい。

なお、沖縄県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表（別紙）  
 （下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p><u>(通則)</u> 第1 (略)</p> <p><u>(交付の対象及び交付率)</u> 第2 (略)</p> <p><u>(流用の禁止)</u> 第3 (略)</p> <p><u>(申請手続)</u> 第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を<u>地方農政局長</u>（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業及び都道府県捕獲促進支援事業）にあつては地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）（以下「鳥獣被害対策基盤支援事業等」という。）にあつては農林水産大臣<u>をいう。以下同じ。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(交付申請者の提出期限)</u> 第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。</p> <p><u>(交付決定の通知)</u> 第6 地方農政局長は、第4 <u>第1項</u>の規定による交付申請書の提出があつたとき</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、<u>ジビエ利用拡大加速化支援事業（鳥獣被害防止総合支援事業）</u>及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（中山間地域等鳥獣被害防止施設整備事業及び都道府県捕獲促進支援事業）<u>（以下「鳥獣被害防止総合支援事業等」という。）</u>にあつては地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）<u>に</u>、鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業、<u>ジビエ利用拡大加速化支援事業（鳥獣被害対策基盤支援事業及び捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業）</u>及び鳥獣被害防止対策促進支援事業（ジビエ利用拡大推進事業）（以下「鳥獣被害対策基盤支援事業等」という。）にあつては農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、<u>鳥獣被害防止総合支援事業にあつては地方農政局長が、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣が</u>別に通知する日までとする。</p> <p>第6 地方農政局長は、第4 <u>の1</u>の規定による交付申請書の提出があつたときは、</p>

は、審査の上、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

#### (申請の取下げ)

第7 交付対象事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長に提出しなければならない。

#### (契約等)

第8 交付対象事業者（地方公共団体を除く）は、交付事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長にあらかじめ届け出なければならない。

2 交付対象事業者（地方公共団体を除く）は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 交付対象事業者（地方公共団体を除く）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 交付対象事業者は、交付事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

#### (計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号により交付金変更（中止又は廃止）承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

(新設)

第7 交付対象事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長に提出しなければならない。

第8 交付対象事業者（地方公共団体を除く）は、交付事業（本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣に届け出なければならない。

2 交付対象事業者（地方公共団体を除く）は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 交付対象事業者（地方公共団体を除く）は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(新設)

第9 交付対象事業者は、規則第3条第1号の規定のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号により交付金変更（中止又は廃止）承認申請書を鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付対象事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長の承認を受けることができる。

3 地方農政局長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 (略)

(事業遅延の届出)

第11 交付対象事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第9号による遅延届出書を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第12 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書を、地方農政局長及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 交付対象事業者は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅延なく間接交付対象事業者に交付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 地方農政局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第10 (略)

第11 交付対象事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を鳥獣被害防止総合支援事業等にあっては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(新設)

第12 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書を、鳥獣被害防止総合支援事業等にあっては地方農政局（北海道にあっては農林水産省大臣官房、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）に設置されている官署支出官に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産省大臣官房に設置されている官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(新設)

(状況報告)

第13 交付対象事業者は、交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、地方農政局長は、交付対象事業者に対して交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告書)

第14 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、交付対象事業者は、交付事業が完了したとき(第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

2 交付対象事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第10号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第4第2項のただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに、地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長による返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

第13 交付対象事業者は、交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに鳥獣被害防止総合支援事業等にあっては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号の概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、鳥獣被害防止総合支援事業等にあっては地方農政局長は、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣は、交付対象事業者に対して交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第14 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、交付対象事業者は、交付事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を鳥獣被害防止総合支援事業等にあっては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣に提出しなければならない。

(新設)

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4第2項のただし書の規定に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに、鳥獣被害防止総合支援事業等にあっては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣に報告するとともに、地方農政局長又は農林水産大臣による返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により鳥獣被害防止総合支援事業等にあ



(交付金の額の確定等)

第15 地方農政局長は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 (略)

(額の再確定)

第16 交付対象事業者は、第15第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第14第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第15項第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第17 地方農政局長は、第9第1項第3号の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付対象事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付対象事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付対象事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接交付対象事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付対象事業者が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を

ては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣に報告しなければならない。

第15 地方農政局長は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 (略)

(新設)

第16 地方農政局長は、第9の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付事業者が、交付事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(新設)

(新設)

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を

継続する必要がなくなった場合

- 2 (略)
- 3 地方農政局長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定(括弧書を除く。)を準用する。

#### (財産の管理等)

**第18 交付対象事業者**は、交付対象経費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 (略)

#### (財産の処分の制限)

**第19** 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 **交付対象事業者**は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつその内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が第4第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第6第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

継続する必要がなくなった場合

- 2 (略)
- 3 地方農政局長は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

**第17 交付事業者**は、交付対象経費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 (略)

**第18** 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 **交付事業者**は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

(新設)

4 前項の承認については、第17第2項の規定を準用する。

(残存物件の処理)

第20 交付対象事業者は、交付事業等が完了し又は中止もしくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

第21 交付対象事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付対象事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 交付対象事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第22 交付対象事業者(地方公共団体に限る。)は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第23 鳥獣被害対策基盤支援事業等の交付対象事業者は、第4第1項の規定による交付の申請、第13の規定による状況報告、第14第1項による実績報告及び第14第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により交付申請等が行われた交付対象事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付対象事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、eMAFFを使用する方

(新設)

第19 交付事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)



法によることができる。

3 交付対象事業者が第1項の規定により eMAFF を使用方法により交付申請等を行う場合は、eMAFF のサービス提供者が別に定める eMAFF の利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第24 都道府県は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第3、第8から第11まで、第13、第14、第16から第18まで及び第20から第22までの規定に準ずる条件及び以下の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 都道府県は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第7号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 都道府県は、間接交付対象事業者が間接交付事業により、取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように務め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 都道府県は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に地方農政局長の承認を受けたものとする。

5 都道府県は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7 都道府県は、間接交付事業に関して、間接交付対象事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しな

第20 都道府県は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8から第19の規定に準ずる条件及び以下の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

また、都道府県は、地方公共団体以外の間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、間接交付対象事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接交付対象事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 間接交付対象事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第7号により農林水産省の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。

別表（第2、第3及び第10関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
鳥獣被害防止総合対策交付金				
1 農山漁村活性化対策整備交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金	1 (略)	(略)	1・2(略)	1・2(略)
2 農山漁村活性化対策推進交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 鳥獣被害防止総合支援事業 ①～⑥ (略) <u>⑦捕獲サポート体制の構築</u> <u>⑧重点捕獲対策強</u>	(略)	1 経費の欄に掲げる1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の経費の相互間に	1・2(略)

別表（第2、第3及び第10関係）

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
鳥獣被害防止総合対策交付金				
1 農山漁村活性化対策整備交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金	1 (略)	(略)	1・2(略)	1・2(略)
2 農山漁村活性化対策推進交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費 (1) 鳥獣被害防止総合支援事業 ①～⑥ (略) <u>(新設)</u>	(略)	1 経費の欄に掲げる1の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の経費の相互間に	1・2(略)

<p>化  <u>⑨処理加工施設の  人材育成</u>  <u>⑩ICTの活用による  情報管理の  効率化</u>  <u>⑪放射性物質影響  地域のジビエ利  活用推進</u></p>		<p>おけるそ  れぞれの  経費の増  減  <u>た</u>  <u>だ</u>  <u>し、経費</u>  <u>の欄に掲</u>  <u>げる1の</u>  <u>(1)、</u>  <u>(2)及</u>  <u>び(3)</u>  <u>の経費の</u>  <u>相互間に</u>  <u>おけるそ</u>  <u>れぞれの</u>  <u>経費の3</u>  <u>割以下の</u>  <u>増減を除</u>  <u>く</u></p>			<p><u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>		<p>おけるそ  れぞれの  経費の増  減</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(略)</p>				<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(4) 鳥獣被害対策基  盤支援事業  ①鳥獣被害対策担  い手育成・マッ  チング事業  <u>②利活用技術者育  成研修事業</u>  <u>③鳥獣利活用推進  支援事業</u></p>	<p>(略)</p>	<p>2 経費の  欄に掲げ  る 1 の  (4) の  ①、②及  び③の経  費の相互  間におけ  るそれぞ  れの経費  の増減</p>			<p>(4) 鳥獣被害対策基  盤支援事業  ①鳥獣被害対策担  い手育成・マッ  チング事業  <u>(新設)</u>  ②鳥獣利活用推進  支援事業</p>	<p>(略)</p>	<p>2 経費の  欄に掲げ  る 1 の  (4) の  ①及び②  の経費の  相互間に  おけるそ  れぞれの  経費の増  減</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p>				<p>(5) (略)</p>	<p>(略)</p>	
<p><u>(削る)</u></p>					<p><u>(6) ジビエ利用拡大  加速化支援事業</u></p>	<p>定額 (定額、1/  2以内)</p>	
	<p><u>(削る)</u></p>				<p><u>①鳥獣被害防止総  合支援事業</u>  <u>アICT等新技  術の活用</u>  <u>イ誘導捕獲柵わ  な導入</u>  <u>ウジビエ等の利  用拡大に向けた  地域の取組</u>  <u>エICTの活用  による情報管理  の効率化</u></p>		<p>相互間に  おけるそ  れぞれの  経費の増  減</p>
		<p><u>(削る)</u></p>					
							<p>3 経費の  欄に掲げ  る 1 の  (6) の  ①、②及  び③の経</p>

		(削る)	(削る)			<u>オ処理加工施設の人材育成</u> <u>②鳥獣被害対策基盤支援事業</u> <u>ア利活用技術者育成研修事業</u> <u>イ鳥獣利活用推進支援事業</u> <u>③捕獲・ジビエ利活用情報ネットワーク化実証事業</u>	定額     定額     (略)  (略)	<u>費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</u>  <u>4 経費の欄に掲げる1の(6)の②のA及びイの経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</u>  <u>5 経費の欄に掲げる1の(7)の①及び②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</u>	
(6) 鳥獣被害防止対策促進支援事業 ①都道府県捕獲促進支援事業 ②ジビエ利用拡大推進事業	(略)	(削る)	3 経費の欄に掲げる1の(6)の①及び②の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減		(7) 鳥獣被害防止対策促進支援事業 ①都道府県捕獲促進支援事業 ②ジビエ利用拡大推進事業	(略)			

注：鳥獣被害防止総合対策整備交付金は、実施要綱別表1の事業内容欄の2整備事業、同別表6の事業種類欄の1に、鳥獣被害防止総合対策推進交付金は、同別表1の事業内容欄の1推進事業、同別表2、同別表3、同別表4、同別表5、同別表6の事業種類欄の2及び同別表6の事業種類欄の3に掲げる事業に、それぞれ適用する。

注：鳥獣被害防止総合対策整備交付金は、実施要綱別表1の事業内容欄の2整備事業、同別表7の事業種類欄の1に、鳥獣被害防止総合対策推進交付金は、同別表1の事業内容欄の1推進事業、同別表2、同別表3、同別表4、同別表5、同別表6、同別表7の事業種類欄の2及び同別表7の事業種類欄の3に掲げる事業に、それぞれ適用する。

別記様式第1号（第4関係）

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番号  
年月日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）  
又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により、申請する。

交付金交付申請額  
鳥獣被害防止総合対策整備交付金 円  
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 円

記

1～4 （略）

（削る）

別記様式第1号（第4関係）

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番号  
年月日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）  
又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により、申請する。

交付金交付申請額  
鳥獣被害防止総合対策整備交付金 円  
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 円

記

1～4 （略）

5. 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 国庫交付金					
2 都道府県費					

5. 添付書類

(1) ~ (4) (略)

別記様式第2号~別記様式第4号 (略)

別記様式第5号 (第14第1項関係)

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産臣 〕

3 市町村費					
4 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 予算額	昨年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
鳥獣被害防止総合 対策整備交付金	円	円	円	円	
1 事業費					
2 附帯事務費					
鳥獣被害防止総合 対策推進交付金					
1 事業費					
合計					

6. 添付書類

(1) ~ (4) (略)

別記様式第2号~別記様式第4号 (略)

別記様式第5号 (第14関係)

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産臣 〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）

又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として鳥獣被害防止総合対策整備交付金〇〇〇円、鳥獣被害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。】

記

1～6（略）

別記様式第6号（第14第4項関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）

又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者氏名

〇〇県（都府県）知事（氏名）

又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として鳥獣被害防止総合対策整備交付金〇〇〇円、鳥獣被害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。】

記

1～6（略）

別記様式第6号（第14関係）

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあっては農林水産大臣  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名）

又は  
所在地  
団体名  
（協議会等名）  
代表者氏名

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

別記様式第7号（第8及び第24関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付事業者〕 殿  
又は〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）～（注3）（略）

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

別記様式第7号（第8及び第20関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔交付事業者〕 殿  
又は〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）～（注3）（略）



別記様式第8号（第21関係）  
（以下略）

別記様式第9号（第11関係）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあっては農林水産大臣  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあっては農林水産大臣

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第11の規定に基づき届け出ます。

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 交付事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了	

別記様式第8号（第19関係）  
（以下略）

（新設）

					予定年月日	
	円	円	%	円		

(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第10号（第14第2項関係）

（新設）

令和〇〇年度 鳥獣被害防止総合対策交付金  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇〇農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業等にあつては農林水産大臣

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第14第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予 定年月 日
	交付事業に要 する経 費(A)	国庫交 付金	(A) のうち 年度内 支出済 額	概算 払受 入済 額	(A) のうち 未支出 額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第11号（第22関係）

令和〇〇年度  
農林水産省所管

鳥獣被害防止総合対策交付金交付金調書

（新設）

国

地方公共団体名

交付事業名	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					備考		
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額		翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 1 「交付事業名」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。

4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

5 交付事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

#### 附 則

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。